

郡上市で牛のヨーネ病が発生

【概要】

・岐阜県郡上市 患畜1頭 発生年月日:令和7年7月16日
(家畜伝染病予防法第17条の規定に基づき殺処分)

ヨーネ病とは

- ・牛、めん山羊などに頑固な下痢を起こさせる細菌性の慢性伝染病
- ・感染牛の糞便から経口感染し、数ヶ月～数年後に発症
- ・潜伏期間が長く、無症状の感染牛を導入することで農場に侵入する機会が多い
- ・発症前であっても菌を排出しているため、感染が拡大しやすい
- ・治療法が存在しないため、家畜伝染病(法定伝染病)に指定
- ・全国(主に北海道)で発生がみられ、年間1,000頭程度摘発されている

ヨーネ病と診断された場合には

患畜は家畜伝染病予防法に基づき殺処分

患畜に対しては、国から手当金が支払われる

詳しくはこちら➡



<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/johne/johne.html> (農水省HP)

基本的対策

飼養衛生管理基準 の遵守徹底

- ・車両消毒
- ・長靴・衣類交換
- ・**導入元での疾病発生状況確認**
- ・**導入時の検査・隔離**

定期検査(法5条) を必ず受検

- ・対象地域では必ず検査(搾乳牛・肉牛繁殖雌牛は2年に1回)
- ・潜伏期間が長いため 毎回検査をする必要あり

県外導入牛の検査 (肥育牛は除く)

- ・乳用牛・繁殖肉牛を**県外から導入**する場合は**必ず検査**を受ける
- ・検査手数料:750円/頭

飛騨家畜保健衛生所(飛騨総合庁舎内)

〒506-8688 高山市上岡本町7-468

E-mail:c24508@pref.gifu.lg.jp

TEL:0577-33-1111(内線403)

FAX:0577-32-9019

※平日時間外(午前8時30分～午後5時15分以外)や休日の電話に対しては、「電話交換業務が終了しています。」に続く、

「お急ぎの場合は、そのまま「1番」をダイヤル願います。」の案内メッセージに従って対応をお願いします。